

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 教育総務部教育施設課

番号 1

不利益処分の内容		行政財産の使用許可の取消し
根拠法令及び条項		地方自治法第238条の4第9項
処 分 基 準	関係条項	茅ヶ崎市市有財産規則第28条
	基準 (未設定の場合は その理由)	茅ヶ崎市市有財産規則第28条第1項に規定されているとおり。 茅ヶ崎市立小中学校敷地内における通勤用自動車の駐車に関する 基準は、別添の「茅ヶ崎市立小中学校の敷地内における通勤用自 動車の駐車に関する要領」及び「茅ヶ崎市立小中学校の敷地内 における通勤用自動車の駐車に関する要領取扱細目」による。
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年4月1日